

職員の給与に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「から別表第5まで」を「及び別表第3から別表第7まで」に、「弘済院に勤務する医師、歯科医師、助産師、看護師及び准看護師並びに医療職給料表(1)の適用を受ける職員で地方独立行政法人大阪市民病院機構が設置する病院における研修（診療に従事することを内容とする研修で市長が定めるものに限る。）を命ぜられているもの」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員、医師、歯科医師並びに弘済院に勤務する助産師、看護師及び准看護師」に、「医師等」を「助産師等」に改め、「。以下「平成24年給与条例改正条例」という。」を削り、「受ける職員を」を「受ける職員並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第 号。以下「平成27年給与条例改正条例」という。）附則第12項、第13項及び第18項の規定の適用を受ける職員を」に、「平成24年4月から平成27年3月まで」を「平成27年4月から平成30年3月まで」に、「平成24年給与条例改正条例附則第10項」を「平成27年給与条例改正条例附則第5項」に改め、同条第1号中「別表第5」を「別表第7」に改め、同条第2号中「別表第2から別表第4まで」を「別表第3から別表第6まで」に、「100分の14」を「100分の6.5」に改め、同条第3号中「5級以上7級以下」を「6級又は7級」に、「別表第2から別表第4まで」を「別表第3から別表第6まで」に、「相当するもの」を「相当するもの並びに給与条例別表第5の規定の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

(以下「5級消防職員」という。)」に、「100分の11.5」を「100分の5.5」に改め、同条第4号中「4級」を「4級又は5級」に、「別表第2から別表第4まで」を「別表第3から別表第6まで」に、「相当するもの」を「相当するもの（5級消防職員を除く。）」に改め、同号ア中「100分の9」を「100分の4.5」に改め、同号イ中「100分の7」を「100分の3.5」に改め、同条第5号中「別表第2から別表第4まで」を「別表第3から別表第6まで」に改め、同号ア中「100分の9」を「100分の4.5」に改め、同号イ中「100分の7」を「100分の3.5」に改め、同号ウ中「100分の5」を「100分の2.5」に改め、同条第6号中「別表第2から別表第4まで」を「別表第3から別表第6まで」に改め、同号ア中「100分の7」を「100分の3.5」に改め、同号イ中「100分の5」を「100分の2.5」に改め、同号ウ中「100分の3」を「100分の1.5」に改め、同条第7号中「別表第2から別表第4まで」を「別表第3から別表第6まで」に改め、同号ア中「100分の5」を「100分の2.5」に改め、同号イ中「100分の3」を「100分の1.5」に改め、同条第8号中「100分の5」を「100分の2.5」に改める。

第2条中「別表第5の」を「別表第7の」に、「から別表第5まで」を「及び別表第3から別表第7まで」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

職員の給料月額の特例措置を講ずる期間を延長するとともに、当該措置により減じる給料月額の割合等を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の給与に関する条例等の特例に関する条例（抄）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5 までの規定の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員、弘済院に勤務する医師、歯科医師、助産師、看護師及び准看護師並びに医療職給料表(1)の適用を受ける職員で地方独立行政法人大阪市民病院機構が設置する病院における研修（診療に従事することを内容とする研修で市長が定めるものに限る。）を命ぜられているもの（以下これらを「医師等」という。）並びに公益的法人等

助産師等並びに弘済院に勤務する

助産師等

への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）第2条第1項の規定により派遣された職員で職務に復帰したもののうち医師等との権衡上必要があると認められる職員並びに助産師等

に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第80号。以下「平成24年給与条例改正条例」という。）附則第5項及び第6項の規定の適用を受ける職員並びに職員

の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第 号。以下「平成27年給与条例改正条例」という。）附則第12項、第13項及び第18項の規定の適用を受ける職員を除く。）の給料（給与条例第5条の3第1項の規定による給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）を除く。）の月額、平成24年4月から平成27年3月までの各月分に限り、給与条例第5

平成27年4月 平成30年3月

条の2及び別表第1から別表第5 まで並びに平成24年給与条例改正条例附則第10項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給

別表第3から別表第7 平成27年給与条例改正条例 第5

料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 給与条例別表第5の規定の適用を受ける職員 省 略
別表第7

(2) 給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに給与条例別表第2から別表第4までの規定の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任別表第3 別表第6

の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、給与条例第5条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）を除く。） $\frac{100分の14}{100分の6.5}$

(3) 給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上7級以下であるも6級又は

の並びに給与条例別表第2から別表第4までの規定の適用を受ける職員でその職務の複雑、別表第3 別表第6

困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに給与条例別表第5の規定の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「5級消防職員」という。）（これらの職員のうち、再任用職員を除く。） $\frac{100分の11.5}{100分の5.5}$

(4) 給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもの並びに給与条例別表第2から別表第4までの規定の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難別表第3 別表第6

及び責任の度等がこれに相当するもの（5級消防職員を除く。）（これらの職員のうち、再任用職員を除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

ア 給料の支給を受けるべき日の属する年度の初日の前日（以下「年度初日の前日」という。）において、50歳以上の年齢に達している職員 $\frac{100分の9}{100分の4.5}$

イ アに掲げる職員以外の職員 $\frac{100分の7}{100分の3.5}$

(5) 給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの並びに給与条例別表第2から別表第4までの規定の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任別表第3 別表第6

の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、再任用職員を除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

ア 年度初日の前日において、50歳以上の年齢に達している職員 $\frac{100分の9}{100分の4.5}$

イ 年度初日の前日において、40歳以上49歳以下の年齢に達している職員 $\frac{100分の7}{100分の3.5}$

ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 $\frac{100分の5}{100分の2.5}$

(6) 給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの並びに給与条例別表第2から別表第4までの規定の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任別表第3 別表第6

の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、再任用職員を除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

ア 年度初日の前日において、40歳以上の年齢に達している職員 $\frac{100分の7}{100分の3.5}$

イ 年度初日の前日において、30歳以上39歳以下の年齢に達している職員 $\frac{100分の5}{100分の2.5}$

ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 $\frac{100分の3}{100分の1.5}$

(7) 給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの並びに給与条例別表第2から別表第4までの規定の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任別表第3 別表第6

の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、再任用職員を除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

ア 年度初日の前日において、30歳以上の年齢に達している職員 $\frac{100分の5}{100分の2.5}$

イ アに掲げる職員以外の職員 $\frac{100分の3}{100分の1.5}$

(8) 再任用職員 $\frac{100分の5}{100分の2.5}$

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる給与（給与条例別表第5の規定の適用を受ける職員別表第7

員にあっては、第2号及び第5号を除く。）の額の算定の基礎となる給料の月額、給料月額（第4号に掲げる手当にあっては給料月額に給料の調整額を加えた額、第6号に掲げる手当にあっては給与条例別表第1から別表第5 までの規定による給料の月額）とする。
及び別表第3から別表第7

(1)-(6) 省 略